



島根県報

令和5年7月11日（火）

第 4 2 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
森林法第189条の規定による告示及び掲示	（森林整備課）	2
知事管理漁獲可能量の変更	（水産課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（中小企業課）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の 変更の届出（2件）	（ 〃 ）	4

告 示**島根県告示第484号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和5年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
松本 紘子	形成外科	島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1-1	令和5年6月30日
清水 律子	眼科	しみず眼科	大田市大田町大田192-5	令和5年6月30日
石倉 香澄	リハビリテーション科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	令和5年6月30日
福本 実希子	外科	隠岐広域連立立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	令和5年6月30日

島根県告示第485号

令和5年島根県告示第342号で指定施業要件の変更予定保安林とされた次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を隠岐の島町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

令和5年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不明である通知の相手方
隠岐郡隠岐の島町代条地ノ谷796-1	村上 一
隠岐郡隠岐の島町代条地ノ谷798、上ノ森757	八幡 稔

島根県告示第486号

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能性を次のように変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能性

令和4年12月23日 公表

令和5年5月15日 変更

令和5年7月3日 変更

まあじ及びまいわし対馬暖流系群に関する令和5管理年度（令和5年1月1日から同年12月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性は、次のとおりとする。

第1 まあじ

1 島根県に配分された漁獲可能性

26,100トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まあじ中型まき網漁業	24,500トン
島根県まあじその他の漁業	現行水準

第2 まいわし対馬暖流系群

1 島根県に配分された漁獲可能量

53,700トン

2 知事管理漁獲可能量

知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
島根県まいわし中型まき網漁業	53,100トン
島根県まいわしその他の漁業	現行水準

島根県告示第487号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マックスバリュ出雲上塩冶店 ドラッグストアウェルネス出雲上塩冶店
島根県出雲市上塩冶町2668外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口
明神一丁目1-10

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

マックスバリュ西日本株式会社 代表取締役 平尾 健一 広島県広島市南区段原南一丁目3-52
株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口
明神一丁目1-10

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年2月29日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,591平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

- 103台（建物敷地内）
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
- 52台（スーパー棟東側）
- 10台（ドラッグ棟北側）
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
- (7) 荷さばき施設：42平方メートル（スーパー棟北側）
- (イ) 荷さばき施設：42平方メートル（スーパー棟東側）
- (ウ) 荷さばき施設：42平方メートル（ドラッグ棟南側）
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 25.5立方メートル（スーパー棟建物内北側）
- 6.0立方メートル（ドラッグ棟建物内南側）
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- （開店時刻） 午前7時
- （閉店時刻） 午後10時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 午前6時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 4か所（建物敷地東側2か所、南側1か所及び西側1か所）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- (6)のウの(7)及び(ウ)：午前6時から午後9時まで
- (6)のウの(イ)：午前6時から午前9時まで
- 2 届出年月日
- 令和5年6月28日
- 3 届出及び添付書類の縦覧場所
- 出雲市商工振興部商工振興課（出雲市今市町70）
- 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
- (1) 意見書の提出先
- 松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
- (2) 意見書に記載すべき事項
- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
- 意見書に記載する氏名は、自署によること。

する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

スポーツデポ松江店 島根県松江市乃白町2068

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博

(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹

(4) 変更の年月日

令和5年4月1日

2 届出年月日

令和5年6月27日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第489号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

令和5年7月11日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアウェルネス下古志店 島根県出雲市下古志町701-5 外
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 柳井 隆博
(変更後) 三菱HCキャピタル株式会社 代表取締役 久井 大樹
 - (4) 変更の年月日
令和5年4月1日
- 2 届出年月日
令和5年6月27日
 - 3 届出及び添付書類の縦覧場所
出雲市商工振興部商工振興課 (出雲市今市町70)
 - 4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等
 - (1) 意見書の提出先
松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課
 - (2) 意見書に記載すべき事項
 - ア 氏名及び住所 (団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - イ アの記載事項についての公表の意思の有無
 - ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
 - エ 意見の内容
 - オ 意見を述べる理由
 - (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。